

## 日本学術振興会特別研究員 遵守事項および諸手続の手引

(平成29年度版)

### <平成29年度からの主な変更点>

#### I 遵守事項

(1 ページ)

「1. 遵守事項について (6) その他、公序良俗に反する行為を行なわないこと」の具体例として、「(P.27 「6. 住民税の課税」参照)」を追加しました。

#### II 特別研究員制度の趣旨等

(2 ページ)

2. 特別研究員の身分 において、「④研究専念義務の例外として報酬受給が認められる職としての身分を持つこと」を追加しました。

(5 ページ)

8. 本会以外からの資金援助 において、研究費の受給及び旅費の受給に係る記載を変更しました。

「(2) 研究費の受給」について、特別研究員-DCも含め、全資格を対象に研究費の受給を認めたことに伴い、特別研究員-DCに関する文言を削除しました。

「(3) 旅費の受給【全資格】②出張依頼により、依頼元の旅費関係規定に基づく旅費(実費相当分)を受給すること」に「(海外渡航先機関から、ビザ発給または受入基準の最低額を満たすために支給される金銭を受給することを含む)。」を追加しました。

#### III 採用決定後の諸手続

(8 ページ)

4. 受入研究機関の変更について において、「受入研究機関等変更願<様式 3-1>」、「受入承諾書<様式 3-2>」の提出期限を、変更予定日の1ヶ月前から、「変更後1ヶ月以内」に変更しました。

(9 ページ)

5. 受入研究者の変更、受入研究者所属部局・職名及び特別研究員所属部局の変更 において、「受入研究者変更届<様式 4>」の提出期限を、変更予定日の1ヶ月前から、「変更後1ヶ月以内」に変更しました。

6. 採用後の学位取得等による資格の変更(特別研究員-DCから特別研究員-PDへの資格変更) において、「受入研究者変更届<様式 4>」を同時に提出する場合は、「受入承諾書<様式 5-2>」の提出を省略可能である旨明記しました。

(12 ページ)

10. 採用期間中の海外渡航に係る記述を追記しました。

#### (16 ページ)

12. 出産・育児に係る採用の中断及び延長の取扱い (8) 研究費(科学研究費助成事業)の取扱いにおいて、「再開準備支援期間開始日以降であれば、科学研究費助成事業(特別研究員奨励費及びその他研究種目)の研究開始(使用)が可能」と明記しました。(9) 手続きにおいて、採用を再開(研究再開準備支援を開始)する場合の手続きを変更しました。

#### (18 ページ)

13. 病気を理由とする採用の中断及び延長の取扱いについて追記しました。(8) 手続きにおいて、採用を再開する場合の手続きを変更しました。

#### (21 ページ)

15. 研究費の受給 において、「特別研究員研究費受給届<様式 15>」の提出期限を受給開始の1ヶ月前から、「研究費の採択の決定日より1ヶ月以内」に変更しました。

#### (21 ページ)

16. 研究報告書～18. 特別研究員の就職状況調査について、提出方法等記載を変更しました。

### IV 研究奨励金の支給

#### (28 ページ)

3. 研究遂行経費の支出報告書の提出について、研究遂行経費として計上ができない費目の例を追記しました。

#### (30 ページ)

4. 翌年度以降の研究遂行経費の取扱いの変更について、変更届の提出締切を毎年度3月末に変更しました。

#### (31 ページ)

7. マイナンバー(社会保障・税番号)制度導入に伴う取扱いについて 追記しました。

### VIII よくある質問

#### (41 ページ)

設問1 研究費の受給 について、全資格で受給が可能になったことに伴い、記載内容を変更しました。

設問3 研究専念義務の例外として許容される勤務時間数について「年単位に従事するものは1年当たりの時間数を52で除し5時間を超えない」範囲は認めること、「非常勤講師としての契約上、2時間単位で報酬を受給する場合は、例外として週当たり総時間数6時間までの業務に対する報酬の受給を」認めることを明記しました。

(授業単位(準備時間を含め2時間単位等)での契約という非常勤講師の特性に鑑み、上限である5時間に係るコマ(3コマ)までの契約を認める旨明記するもの。)

**設問4 本会以外からの資金援助** の例外として「災害見舞金、弔慰金、花輪代、葬祭料、税金の還付金、著作権料」を追加しました。

**(42 ページ)**

**設問6 研究費の受給** について、特別研究員-DCは引き続き科学研究費助成事業の研究分担者にはなれないことを明記しました。

**(43 ページ)**

**設問7 証明書の発行** について、保育園への申込等やむを得ない事情がある場合は提出先所定の様式で発行していることを明記しました。ただし、「場合によっては、様式に一部修正を加えて発行して」いること、「勤務時間や通勤時間等は本会で証明することができ」ないことも追記しております。

**設問10 特別研究員-PD等**が特別研究員奨励費以外に応募できる科研費の研究種目として、一般的な種目に加え、研究成果公開促進費などの種目を追加しました。

**(44 ページ)**

**設問11, 設問13~33**を新規に追加しました。